

第53号議案

福井県奨学育英資金貸付基金管理規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県奨学育英資金貸付基金管理規則（昭和45年福井県教育委員会規則第8号）の一部を改正する。

平成25年3月25日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

奨学金の返還に関する負担を軽減するため、所要の改正を行いたいの
で、この案を提出する。

平成25年3月25日
高 校 教 育 課

「福井県奨学育英資金貸付基金管理規則」の一部改正の概要

1 改正理由

福井県奨学育英資金の返還猶予期間について、返還猶予事由が継続する間、猶予を継続することができるようにするため、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 返還猶予期間の最長期間（5年）の削除

- ・返還猶予期間は最長5年までであったが、返還猶予事由が継続する間、猶予を継続することができるようにするため、最長期間を削除

3 施行期日

公布の日から施行する。

福井県奨学育英資金貸付基金管理規則の一部を改正する規則新旧対照表
 福井県奨学育英資金貸付基金管規則（昭和四十五年福井県教育委員会規則第八号）

改正案

現行

（奨学金の返還の猶予）

第十九条 奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する場
 合において、奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、連
 帯保証人および保証人と連署した福井県奨学金返還猶予願（様
 式第十四号）に該当各号に定める書類を添えて教育委員会に提
 出し、その承認を受けなければならない。

（奨学金の返還の猶予）

第十九条 奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当する場
 合において、奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、連
 帯保証人および保証人と連署した福井県奨学金返還猶予願（様
 式第十四号）に該当各号に定める書類を添えて教育委員会に提
 出し、その承認を受けなければならない。

一 災害または負傷もしくはは疾病により奨学金の返還が困難と
 なつたとき。 災証明書または医師の診断書

一 災害または負傷もしくはは疾病により奨学金の返還が困難と
 なつたとき。 災証明書または医師の診断書

二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門
 学校または大学に在学するとき。 在学証明書

二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門
 学校または大学に在学するとき。 在学証明書

三 その他やむを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難
 となつたとき。 その事由を証明するに足る書類

三 その他やむを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難
 となつたとき。 その事由を証明するに足る書類

2 奨学金の返還を猶予する期間は、一年を超えない期間とし、該
 当する事由が継続するときは、申請により、一年を超えない範囲
 においてそのつど期間を延長することができる。

2 奨学金の返還を猶予する期間は、一年を超えない期間とし、該
 当する事由が継続するときは、申請により、一年を超えない範囲
 においてそのつど期間を延長することができる。ただし、その延
 長に係る期間は、五年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、奨学生であつたもの
 が、第一項第一号に該当するときは、申請により、その該当する
 期間中、奨学金の返還を猶予することができる。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、奨学生であつたもの
 が、第一項第二号に該当するときは、申請により、その該当する
 期間中、奨学金の返還を猶予することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

